国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

冠 表袴 襠 褐衣 無紋 狩袴
白布帯 太刀 鹿皮 靭 笏 緒 藍

（裏）
一今日 汗衫 并
御手供奉 子剋 参
也 事 后 鈿筥 供奉 也 衣体

（裏）
一今日 御湯殿 供奉 女房 名
次第
上臈 一人 姓名 書
次 上臈 一人 姓名 書
次 中臈 一人 姓名 書
次 下臈 一人 姓名 書
次 御末 一人 姓名 書
次 御末 一人 姓名 書
次 御末

也或后　劔璽供奉也衣体

冠　奉纓　褐衣　赤学　狩袴

白布帯　太刀　鹿皮鞘　革諸　藍

弓　具　弦奉　狩胡籙　菓脛巾

浅履

廿内

褐衣　赤学　綾　狩袴

白布帯　太刀　弓　弦奉

狩胡籙　菓脛巾

右衣　諸之具　妙備之

一　従者　劔璽供奉之　非常之

御代　列之　不百具　其奉

一　寅　御内　従回　御用　有之

時刻　見斗　裝束　弘御所　迎

上ト見也ん

一　寅刻　比　劔璽供奉之　掌和

掾　行幸之上　仕奉事

打　楼所　御ト　上ニ　一位　掌之

服　宗名　ト　御中上ル

一　申刻　色　劔璽　御　女

為　生　程　引　反　退出

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

布衣　単　細立烏帽子
太刀
太下﨟六人　近衛代
[illegible]
[illegible]
[illegible]十二人[illegible]
[illegible]
上﨟六人
単　[illegible]　[illegible]　太刀
下﨟六人
太刀　単
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一市[illegible]
[illegible]
口状
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
三月市五日
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

番長

十二人

[illegible]

三月

土山淡路守

[illegible]

三十日

一 [illegible]

口伝

[illegible]

仙洞御所御使守

御使始自一日[illegible]

[illegible]

仙洞御所へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月三十日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

四月廿八日

一尊号 御報書被為進以下

院御幣十二人共出仕將當府

生四人未帯 闕腋 于壺胡籙

番長二人 近衛代六人 褐衣下

襲于壺胡籙云々 何も中門外

列立 廳官申次第一ノ將當到于

中門内 別當 坊城 俊明 朝臣

御下段 本府之前 相請以下

同于十一人 何も至于中門内示出

北面列立 賜祿 匹絹 廳官取

傳之 各取添祿于下 二拜退

但禁中奏當府 [illegible]

大將 [illegible]

[illegible]

五月四日

一

三上左衛門 [illegible]

大[illegible]十一日 一[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十六日
一金万疋ツヽ
太沈帰渡ス十二人ニ家ヲ賜
御譲位関東より以進数ハ配
院御所ニ[illegible]
[illegible]

十四日
一侍臣六条[illegible]
[illegible]
来九月中旬
御即位ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

六月十九日
一[illegible]以使者書ヲ離来
武員加奉[illegible]使者ヲ返ス
来市日於二條ハ[illegible]
御譲位御下行来[illegible]

屑刻請取ニ而ニ而ニ出ニ而
先ニ以ニ明迄ニ相勤ニ小雨ニ者
ニ七律相関ニ也
主殿寮　四人
大膳職
内膳司
内蔵寮
御厨子所預
固関　三関使　二人
解除　三関使　二人
固関　三寮使　二人
解除　三寮使　二人
固関　左右ニ寮
解除　左右ニ寮
固関　兵庫寮
解除　兵庫寮
固関　内舎人　三人
解除　内舎人　三人
大舎人　四人
固関　鳴監
検非違使
流口
主膳正

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

七月十七日

一[illegible]

口状

[illegible]

[illegible]

七月十七日

[illegible]

[illegible]

七月十八日

一

三上九府生常孝

右父近江介書[illegible]

[illegible]

假五十日

服十三ヶ月

太子通着服渥[illegible]

藤木左[illegible]

太叔父三上近江介[illegible]

假二十日

服九十日

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一所ニ於テ方ニ下ニ有能ニ可考
旨仰ニ事ニ於テ拝ニ可考ニ
一所即位仰ニ南門ニ開ニ
云南門ニ於テ住事信ニ
一僧民ニ宰仰ニ南門ニ入ニ
悔ニ重服ニ宰仰ニ南門ニ
市三ヶ日ニ入信ニ
大夫服ニ於テ一年ニ入ニ
仰ニ事ニ於テ知仰ニ
可ニ事ニ

仰ニ于ニ
東鶴奏
謹書

土山
左近衛
一次ニ
廣橋家
一
大夫
門條
鯉

九月廿一日
一所即位所ニ
三宅
中将代
左将監原直胖

土山
右将書原武理

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

文化十九戌寅年　四月十二日改元文政

府隨身中御用書記

附傳奏衆觸書留

武辰
武月

文化十五 戊寅年

一院中四方拜[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

[illegible]

五月十七日

一 [illegible]

御諱相避且臨文書省 [illegible]

畫之儀亦来各費悟之事

候雖然至中古而有不避

之事自今以往不拘異説

縱國史職員令并唐六典

之文一不可犯 国諱之由

更被 仰出作事

右之通以言[illegible]

中下相違[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用